

感新企第 426 号
福指第 459 号
令和 5 年 1 月 13 日

高齢者施設・事業所 管理者 様
障害者施設・事業所 管理者 様

静岡県知事 川勝 平太

医療ひっ迫防止対策強化宣言を踏まえた協力について（要請）

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 4 年 12 月 23 日に「医療ひっ迫警報」を発令し、高齢者又は障害者関連の施設・事業所の皆様には、施設内療養の継続、入院患者の症状軽快後の早期受入、従事者に対する定期検査の実施、ワクチン接種について、御協力をお願いしたところです。

新規感染者数の増加はその後も続き、令和 5 年 1 月 12 日時点で直近 1 週間の新規感染者の合計は、5 万人を超え、県全体の病床占有率は 82.2%となっており、救急搬送困難事案も 1 週間で 100 件を超える状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日（令和 4 年 11 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、令和 5 年 1 月 13 日付けで「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発令しました。

高齢者又は障害者関連の施設・事業所の皆様におかれましては、中等症以上や基礎疾患・合併症等の重い新型コロナ患者が速やかにこの入院治療できるよう病床を確保するため、下記の事項について、改めて御協力をお願いします。

記

1 入所系施設

(1) 施設内療養の継続

現下の感染状況・オミクロン株の特性等を踏まえ、高齢者施設等において感染者が発生した場合で、当該感染者が無症状又は軽症の場合には、原則として、当該施設での療養をお願いします。

(2) 入院患者の症状軽快後の早期受入

新型コロナウイルス感染症の症状悪化等により、施設の入所者が入院して加療を受けて入院の必要のないレベルに回復した場合には、自施設で速やかに受け入れてください。

(3) ワクチン接種

入所者が新型コロナオミクロン対応ワクチンやインフルエンザワクチンを未接種の場合、速やかな接種に御協力をお願いします。

2 在宅サービス事業所等

(1) 自宅療養中のサービス提供

在宅の要介護者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、在宅生活継続に必要なサービスについては、サービス提供の継続をお願いします。

自事業所でサービス提供が困難な場合は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携し、当該利用者に必要なサービスが提供できるよう代替サービスの確保等を行ってください。

(2) 休業する場合の対応

従事者の罹患等により休業やサービスの縮小を行う場合、利用者に対して事前に丁寧な説明を行うとともに、他事業所と連携し、代替サービスの確保等を行ってください。

3 共通

(1) 従事者に対する定期検査の実施

従事者の感染を早期発見することで、施設内の感染拡大を最小限に抑えるため、11月下旬から、従事者に対して週2回の定期的な検査の実施をお願いしておりますが、引き続き検査実施をお願いします。

なお、新型コロナウイルス抗原定性検査キットは、定期検査に御協力いただける施設・事業所には配布済みです。新たに定期検査に御協力いただける場合、以下のホームページから申込みいただければ、検査キットを配布しますので、検査実施をお願いします。

定期検査申込専用ページ：<https://forms.gle/4NuPWJC1Uy4TGPz89>

担当(電話)：新型コロナ対策企画課 (054-221-2459)

福祉指導課 (054-221-2409, 3256)